

県政モニター設置要綱

(目的)

第1 県民の県政に対する関心を高め、県政への参加を推進するため、広く県政運営に関して意見を募る「県政モニター」(以下「モニター」という。)を設置する。

(モニターと県の役割)

第2 モニターと県との関係は、県政に対する民間協力者として県が依頼し、かつ、協力を受ける関係とする。

(職務)

第3 モニターが行う職務は、次のとおりとする。

- (1) 県政の課題に関するアンケート調査に回答すること。
- (2) 県政に対する提案、意見等を提出すること。

(任期)

第4 モニターの任期は、その登録(以下「登録」という。)の日から2年間とする。

(報酬)

第5 モニターは、無報酬とする。

(資格)

第6 モニターとして登録することができる者は、満18歳以上の県内在住の者で、第3に規定する職務を日本語で行うことができる者とする。

(登録)

第7 モニターは、登録の申込みをした者のうちから第6の資格を有する者を確認して登録する。

(個人情報等の保護)

第8 登録の申込み時に収集された個人情報及びアンケートの回答内容等の情報は、長野県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱われるものとする。

(禁止事項)

第9 モニターは、次の各号に該当し、又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法律、条例その他の法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のモニター、本県又は第三者に不利益を与える行為
- (4) 本制度の運営を妨害する行為
- (5) 虚偽の登録又は調査回答を行う行為
- (6) 重複してモニターに登録する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本県が不相当と認める行為

(登録の抹消)

第10 モニターが、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 本要綱のいずれかに違反したとき。
- (2) 登録の抹消の申し出があったとき。

(モニターに関する制度変更)

第11 県は、モニターの承諾なしに、モニター制度についての一部若しくは全部の変更、一時中断、停止又は中止を行う場合がある。この場合において、県は、あらかじめモニターに告知するものとする。ただし、あらかじめ告知する十分な時間がない場合には、モニター制度の変更等の実施後速やかに告知するものとする。

(庶務)

第12 モニターに関する事務は、長野県企画振興部広報県民課において処理する。

(補足)

第13 この要綱に定めるもののほか、モニターの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。